

ぶ らく さ べつ      かいしょう      すいしん  
部落差別の解消の推進

かん      ほうりつ  
に関する法律

平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。  
「部落差別は現存し、許されない」との認識のもと、部落差別のない社会を実現  
することを目的に作られた法律です。

八女市      八女市教育委員会

## 差別事象について

差別落書きや発言に加え、近年ではインターネット上での差別的な書き込みが急増し、偏見や差別を助長する状況が見受けられます。また、結婚の際に同和地区出身者であることを理由に反対されるケースも後を絶ちません。法務局にも同和問題による人権侵犯は、毎年報告されています。

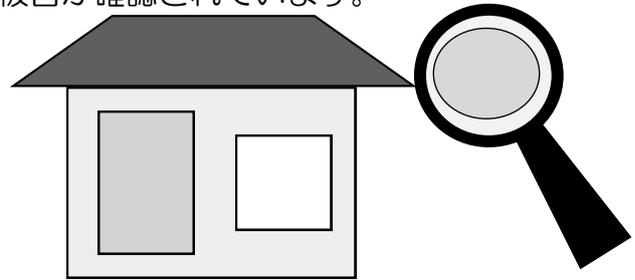
### インターネット上への差別的な書き込み

同和地区の地名をインターネット上に書き込んだり、同和地区への差別的な情報や偏見が書き込まれるなど、悪質な行為が後を絶ちません。



### 不当な身元調査

2011年、偽造した職務上の請求書で、司法書士らが戸籍謄本や住民票等を不正に取得するという事件が発覚しました。不当に取得された戸籍は、全国で1万件以上にもなり、結婚相手の身元調査などに使用されていました。筑後地区においても、被害が確認されています。



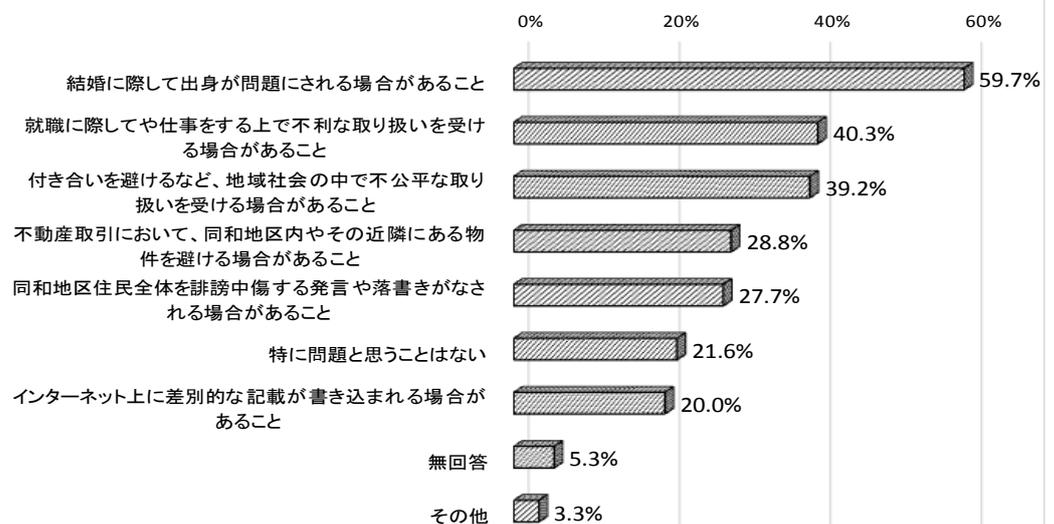
## 八女市民の同和問題に関する意識

八女市は、平成27年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。同和問題に関する調査項目の結果を見ると、同和地区の人が様々な場面で不利な扱いをされることを、認識していることがわかります。

八女市民も同和問題を身近なところで認識しているんだね。  
“問題にされることがある”というのは、私たちが同和地区に対して、不利な扱いをしているということになるんだよね。



問12 同和地区住民の人権に関して(全体)



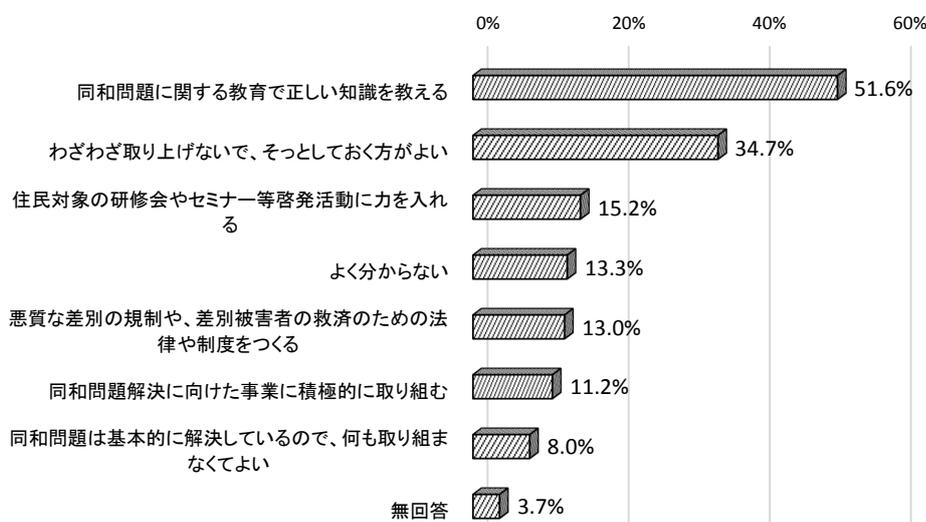
## そっとしておけば、差別はなくなる？

八女市では、7月の同和問題啓発強調月間に講演会や街頭啓発を行ったり、同和問題に関する学習会等を開催したりしています。正しく学び、差別をなくす行動が出来る人が増えれば、差別はなくなるからです。

これまでの取り組みにより、差別をなくすためには「正しく知ることが大切」と考える市民が増えてきました。

市民意識調査の結果でも、51.6%の人がこの考えを持っています。しかし、一部では「わざわざ教えるから差別はなくなる」「そっとしておく方がよい」と考える人も34.7%います。

問14 同和問題を解決するための施策(全体)



「そっとしておく方がよい」という考えでは、差別はなくならないんだ。  
しあわせになる権利はみんな持っている。  
一人一人が、ちゃんと考えてみようよ。  
「部落差別」のこと。



では、そっとしておけば差別はなくなるのでしょうか？

同和地区に対する差別はなくなるどころか、インターネット上での差別的な書き込みにより、差別が煽動される状況にあります。何も知らなければ、私たちは、間違った情報で判断し、差別をしてしまうことになるかもしれません。

「もし、私が差別をされたなら・・・」と考えてみてください。そんな時、「そっとしておいた方がいいから」と言われたら、あなたはどう思いますか？

## “関係ない”から“差別をしない させない 許さない”へ

「私は、差別はしていません」とか「同和問題に出会ったことがないので、自分とは関係ない。」と考える人もいるでしょう。日常生活の中で、同和地区出身かどうかを気にする場面はほとんど無いからです。

しかし、結婚や就職する時など、自分と関係が出来た時に、同和問題に出会う時があります。また、自分の中にある「差別心」に気付くこともあります。

「自分には関係ない！」ではなく、まずは、正しく知ることから始めましょう。差別をなくすために、自分に何が出来るか、考えることは、差別をなくす第一歩です。

# 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行）

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全て国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであることの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行なうものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行なうものとする。

### 衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

### 参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。